

安倍内閣三政権が強行した生活保護費の基準引き下げは違法として、減額処分取り消しを命じる判決が11月30日、名古屋高裁で出されました。生活保護利用者が減額によって大きな生活苦を強いられたと認定し、原告13人全員の慰謝料を支払うことも国に命じました。引き下げの違法・違法性を問う「いのちのとりで裁判」は全国の裁判所で30件たたかわれていますが、国家賠償を認めた判決は初めてです。減額取り消しの判決としても一高裁12地裁となりました。岸田文雄政権は減額処分の誤りを認めて上告を断念し、直ちに基準を元に戻すべきです。

賠償命じる判決は初めて
2013〜15年、安倍政権は生

主張

生活保護削減違法

生活保護費のうち食費や光熱費などにあられる生活扶助費の基準引き下げを段階的に実施しました。削減幅は平均6・5%で、世帯構成や地域によっては最大10%カットされました。総額670億円の削減額は過去最大規模でした。政府は、物価下落などを基準引

欠く」と指摘しました。そして、厚生労働相の裁量権の範囲逸脱・乱用は明白であり、生活保護法に違反すると断じました。名古屋高裁判決が注目されるのは、減額の違法性を認めただけでなく、減額を行った厚生相に「重大な過失がある」「違法性が大きい」と踏み込んだ判断を示したことです。

額の引き下げ以降9年以上にわたる、さらに余裕のない生活を強いられており、「相当の精神的苦痛を受けた」と認定しました。精神的苦痛は減額処分が取り消されたからといっても「全てが慰謝されるものではない」と結論付けて国家賠償を命じたことは、減額で苦境に立った生活保護利用者の実態

ままな分野に連動しています。生活保護制度の改善・拡充が必要で、物価高騰で生活困難に追い込まれる人たちの命と暮らしを守るために、基準を早急に元に戻すだけでなく、引き上げを決断しなければなりません。

国の誤り明白引き上げ直ちに

引き下げの理由にしました。これに対し名古屋高裁は▽算定に使われた厚生労働省独自の消費者物価指数は業種的偏りがない▽下落率算出の起算も物価が一時的に上昇した08年としている一などとして、「統計などの客観的数値での合理的関連性や、専門的知見での整合性を

判決は「過去に例のない大幅な生活扶助基準の引き下げの影響は生活保護受給者にとって非常に重大なものである」と述べました。その上で、もともと余裕のある生活ではなかった原告たちには、支給

判決は生活扶助について、憲法25条が保障する「国民の健康と文化的な最低限度の生活を営む権利」を基礎とする制度であり、「本来国はその向上・増進に努めなければならない」と指摘しました。生活保護費の基準は、住民税の非課税世帯の認定など国民生活の基

20年の名古屋地裁の一審判決は国の主張を退けた。原告敗訴の不当判決でした。今回、名古屋高裁で逆転完全勝訴を勝ち取ったことは、原告・弁護団・支援者の粘り強いたたかひの重要な成果です。今年の地裁判決は原告が8勝1敗となっており、国の違法性は一層明白です。原告の多くは高齢化しています。国が裁判を引き延ばすという手はずを止めさせたい。

引き延ばし許されない